

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	湖東地区 (湖東)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.27 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業活用面積が少なく、担い手への農地集積はあまり進んでいない
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、受け手の確保が必要
- ・継続的な獣害対策が必要
- ・農業用施設（水路、農道等）の維持管理が必要
- ・今後の耕作に関する話し合いをすることや、集落内の非農業者を含めての農地、農業用施設の管理体制の見直しが必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、麦、大豆、野菜を中心に、経営の複合化を図る
- ・農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、地域の中心となる経営体に集積する
- ・現在、担い手は十分にいるが、新規の就農者も受け入れ、地域で育成し、地域農業の維持を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	279.78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

グリーン・アース河北潟による日本型直接支払制度対象地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	潟端地区 (潟端)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.13 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ）潟端環境保全会による日本型直接支払制度対象地
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	宮田地区 (宮田)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.12.15 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

宮田集落協定による日本型直接支払制度対象地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 基盤整備事業実施中であり、整備後は農地の効率的な活用に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全 ⑧農業用施設の共同利用				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	舟橋地区 (舟橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.22 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

舟橋グリーン会による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	興津地区 (興津)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.29 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。
- ・農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、地域の中心となる経営体に集積する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

興津集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	瓜生地区 (瓜生)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.28 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

瓜生集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	下中地区 (下中)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。（農）倶利伽羅ではすでに麦、そばを生産している。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
- ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

津幡東部広域協定、下中集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 基盤整備事業は完了しており、農地の効率的な活用に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	常德地区 (常德)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.6 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

常德集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	舟尾地区 (舟尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.26 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

舟尾集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 農地中間管理機構の活用 ・ 担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施 ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				